

国立大学法人東京医科歯科大学基金運営委員会規則

平成 23 年 8 月 1 日
規則 第 79 号

（趣旨）

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学基金規則第 7 条第 2 項に定める国立大学法人東京医科歯科大学基金運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の予算、決算及び事業計画に関する事項
- (2) 基金の受入れに関する審査及び決定に関する事項
- (3) 寄附者への謝意表明に関する事項
- (4) その他基金の管理運用に関する事項

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事、副学長、副理事または学長特別補佐 1 名
- (2) 経営協議会委員（学外委員に限る。）のうち学長が指名した者 1 名
- (3) 病院長
- (4) 首席副病院長
- (5) 総務部長
- (6) 財務部長
- (7) その他学長が必要と認めた者

（任期）

第 4 条 前条第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員が議長となる。

（定足数）

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、東京医科歯科大学募金室において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年11月6日規則第98号）

この規則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月5日規則第126号）

この規則は、平成28年8月5日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則（平成30年7月19日規則第59号）

この規則は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第33号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日規則第85号）

この規則は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月12日規則第65号）

この規則は、令和5年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。